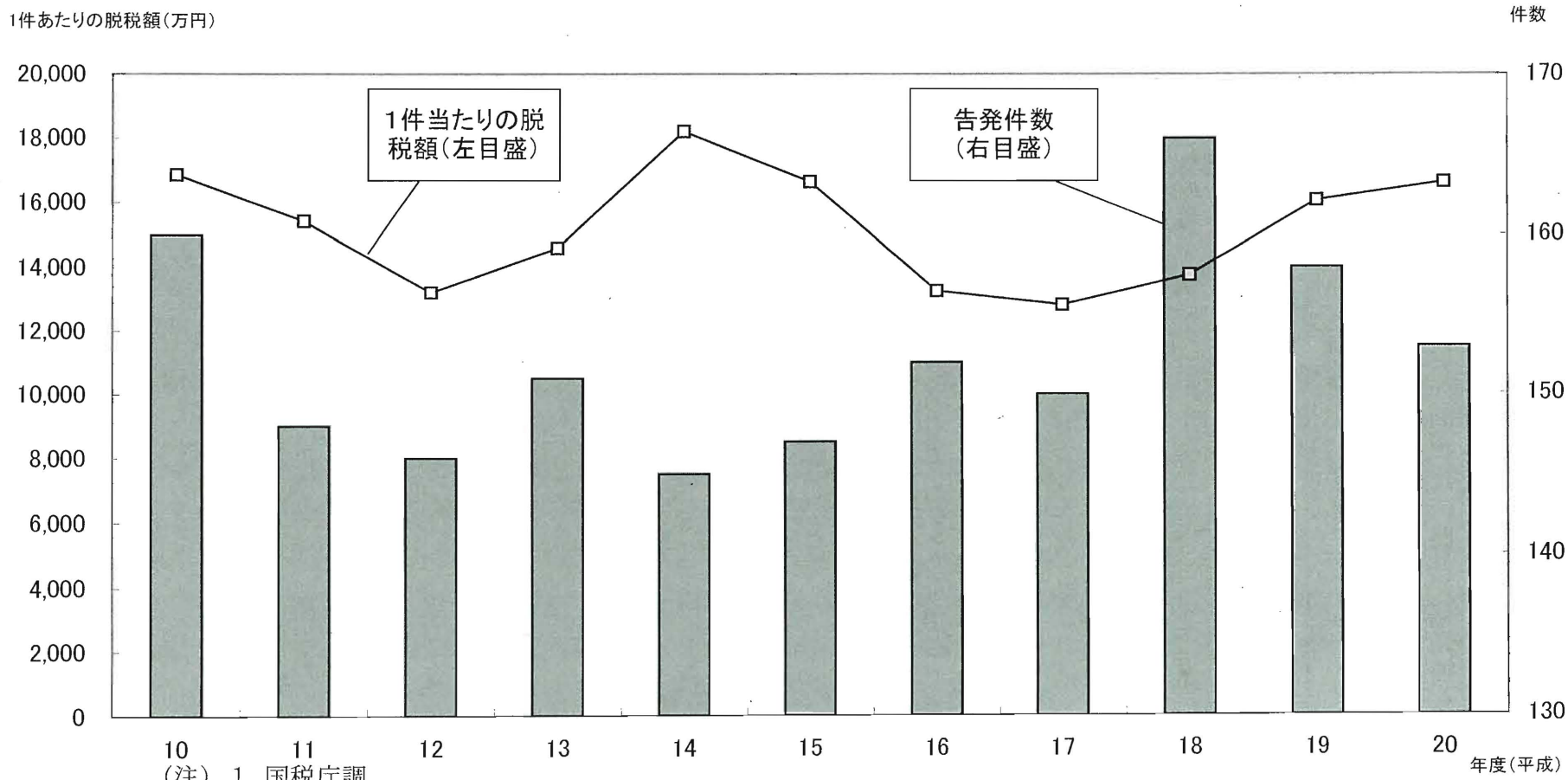


## 2. 罰則

## 最近の国税犯則事件の状況

- 告発件数は、概ね年間150～160件前後で推移している。
- 1件当たりの逋脱税額（脱税額）は概ね1億5千万円程度であるが、近年は上昇傾向にある。
- 最近は、大口の無申告事案、源泉所得税の不納付事案、消費税の不正還付事案が増加している。



(注) 1. 国税庁調  
 2. 「件数」は原則として違反行為者数（法人であれば社数）

## 最近の犯則事案（例）

- 脱税犯**（現行：5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科（罰金は最高脱税額以下まで可））
  - ・ 法人の代表者が、借名名義で事業を行い、4課税期間にわたり70億円の所得を秘匿  
⇒【判決】懲役4年・罰金6億円
  
- 単純無申告罪（申告書不提出）**（現行：1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）
  - ・ 外国為替証拠金取引（FX取引）を行っていた者が、10億円の運用益を全く申告せず  
⇒【判決】懲役1年（執行猶予3年）
  
- 源泉所得税不納付罪**（現行：3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科（罰金は最高脱税額以下まで可））
  - ・ 料飲店経営者が、ホステスに支給した報酬等から徴収した源泉所得税のうち2億3,000万円余りを納付せず、私的に費消  
⇒【判決】懲役2年（執行猶予4年）・罰金6,100万円
  
- 不正還付の未遂**
  - ・ 消費税課税事業者が、自ら架空の輸出免税売上及び国内課税仕入を行ったように装い、消費税還付申告書を提出したところ、税務署長が不正に気づき還付を留保  
⇒処罰規定なし